

千葉県告示第504号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、千葉県営住宅退去者滞納家賃等収納（集金代行）に関する業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年6月13日

千葉市長 神谷 俊一

1 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階

弁護士法人ブレインハート法律事務所

代表社員 菅野 晴隆

2 委託する事務の種類

千葉県営住宅退去者滞納家賃等収納（集金代行）に関する業務

3 委託する期間

令和5年5月26日から令和6年3月31日まで